

平成 2 1 年度環境省入札監視委員会定例会審議概要

開催日及び場所	平成 2 1 年 6 月 4 日 (木) 環境省第 1 会議室	
出席委員 (50 音順)	川名英子 (会社顧問)、河野正男 (大学教授)、東田親司 (大学教授)、宮崎裕子 (弁護士)、吉田博宣 (大学教授)	
審議対象期間	平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	総数 3 件	
工事希望型競争	1 件	・平成 2 0 年度支笏湖自然保護官事務所新築工事 及び解体撤去工事
一般競争	2 件	・平成 2 0 年度由良集団施設地区生石園地整備工事 (総合評価方式) ・平成 2 0 年度新宿御苑菊上屋等設置工事
委員からの意見・ 質問、それらに 対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申又は勧告は無し。	

別紙 委員からの意見・質問、それらに対する回答等

抽出案件	意見・質問	回 答
工事希望型競争入札		
<p>・平成20年度 支笏湖自然保護官 事務所新築工事及 び解体撤去工事</p>	<p>技術資料の提出要請及び選定について</p> <hr/> <p>提出を要請した数よりも提出者が少数であった理由をどのように考えているか。 業者を絞り込む際の条件の正当性について、確認はどこで取るのか。</p> <p>契約委員会等で最終的に決定し、それに従い進めるのか。 一支庁や一定距離以内という範囲の定め方は、狭すぎないか。 この工事では、中小企業を北海道経済のために選定したというが、大企業の入る余地はないのか。</p>	<p>年度末で技術者を配置できなかったことや今回の条件とした次世代省エネ基準適用住宅の実績がなかったことが推測される。</p> <p>当事務所では支庁単位により、自然災害等の事故があったときに、工事の実施箇所からある一定距離の範囲内で実施できる者及び中小企業育成の観点に基づき絞り込みをして、正当性を確保している。</p> <p>契約委員会が最終的に決定し、その決定に従って契約を進めている。</p> <p>平成20年5月に公共工事の品質確保に関する当面の対策の中で、地場産業の育成として、中小企業の参加を進める通知を発出している。</p> <p>今回の工事規模は、中小企業でも十分対応できる規模であり、大企業も当然参加できる形であった。</p> <p>また、そのエリアの中での工事は、その支庁管内という整理をしている。</p>
	<p>企業のランクについて</p> <hr/> <p>金額による業者選定基準はあるのか。 ルールのようなものがあるべきではないか。</p>	<p>今回の工事希望型競争入札の場合は、中小企業でも十分実施できる案件であり、契約委員会でも中小企業育成という観点から中小企業を選定した。 該当等級が定めてあり、工事の発注規</p>

A、B等でランクされている範囲内の業務をその規模の業者に行わせるのは、環境省で決めているのか。

発注側が工事希望型競争入札に決めたのか。

今回の工事では、技術資料の提出が前提条件に採用されたということか。

A、B等のランクは、定期的に見直しがされるのか。

模により資格審査を実施し、大まかな分類分けは出来ている。ある程度の基準を明確にする必要はある。

工事の規模は、Aランクは3億円以上、Bが1億円以上3億円未満、Cが3千万円以上1億円未満、Dが3千万円未満で整理され、ランクづけは資格審査を実施し、過去の実績等も勘案されており、大企業、中小企業という分け方ではない。

また、対象者が少ない場合は、範囲を広げている。

今回の工事は、省エネ基準を適合した住宅の建築希望があり、その技術を持った者の選定過程で、技術資料の提出を求めたこの契約方式にすることがポイントとなり、契約委員会で決められた。

2年に1度、定期的な改正がある。

また、登録は随時受け付けており、申請があれば評価し、A、B等のランクづけの後、随時競争に参加できることとなっている。

抽出案件	意見・質問	回 答
一般競争		
<p>・平成20年度 由良集団施設地区 生石園地整備工事 (総合評価方式)</p>	<p>1者応札について</p> <hr/> <p>結果的に1者入札となった事情は何か。</p> <p>島内にもA、B等のランクの業者が多くあり、参加しなかった原因が良く分からないが。</p> <p>1者応札になると落札率が高くなるが、参加者を増やす努力はしているのか。</p> <p>この工事の競争参加資格では、元請の実績が重視されているようだが、厳しい条</p>	<p>今回の工事は、淡路島での工事であり、島内外問わず、資材運搬や往復にかかるコストにより敬遠されたことが1者応札になったことと推測する。</p> <p>公告の対象地域としては、兵庫県全域とし、特に、厳しい条件は設定していない。</p> <p>昨年度も淡路島の別の地域で工事を実施したが、その時も2者だけの参加で、その2者のうち、1者は入札2回目に辞退したこともあり、コストの問題もあるのか、入札参加業者は少ない状況にある。</p> <p>特に、競争相手がいない1者応札の場合は、競争的な価格よりは高めに札が入り、次第に下がる傾向があり、往々にして落札率が高くなる可能性はある。</p> <p>1者応札の回避策は、なるべくランクの範囲を広げることや電子入札を実施しており、広報の仕方も新聞を使ったり、長期間の広報を行う等、工夫している。</p> <p>また、本省でも、積極的に多くの企業に参加していただこうと、実際に参加できなかった理由等のアンケート調査を実施し、その意見等から事前に広く情報が行き渡るような努力等の改善策を考えている。</p> <p>今回の工事では、元請の経験を求めているが、今現在のところ公共工事では、元請の経験を求めることが多いと判断している。</p>

	<p>件ではないのか。 下請工事であれば、JVで20%なら実績に入れるとあり、それがネックならば、もう少し考える余地があるのではないか。</p>	<p>委員の発言も理解できるが、現行では国土交通省の場合等、元請が主流となっている。</p>
	<p>契約変更を行っていることについて</p> <hr/> <p>契約期間終了間際に契約が変更されているが、変更の理由は何か。 もっと早めに変更はできなかったのか。</p>	<p>工事の施工場所が自然豊かなところであって、予期できない事案や気象条件により、補強すべきところが出てきたことが変更の理由である。 補強すべきところの細かい積み上げがあり、最終的にこの時期となった。</p>
<p>・平成20年度 新宿御苑菊上屋等 設置工事</p>	<p>工事の仕様について</p> <hr/> <p>類似の工事があるが、それとの関係はどうか。</p> <p>材料は去年使用したものを再度組み立てるのか。 倉庫の工事は、どこの業者が請け負ったのか。 今回の工事は、毎年同じ仕様になるのか。</p>	<p>菊上屋材料倉庫建築工事であるが、これは上屋の材料を収納していた倉庫が老朽化したため建て直した建築工事であり、菊上屋等設置工事は、上屋を建てるとともに、その中に菊を植栽・展示し、展示終了後に撤去する造園工事である。 全く違う工事である。 木軸上屋は再利用するが、竹軸上屋は毎年新しい竹で作直している。</p> <p>別の業者であり、今回の菊上屋等設置工事は、造園業者でないとできない工事である。 毎年、同じ仕様である。</p>
	<p>1者応札について</p> <hr/> <p>今回の応札は、1者だけだったが、毎年</p>	<p>毎年同じ業者となっている。菊の開花時期は、全国同じ時期になるため、工</p>

	<p>同じ業者か。</p> <p>18年度から一般競争入札だが、いつも1者応札なのか。</p> <p>一般競争入札にした後の予定価格は、その前と同じか。</p> <p>仕上がりは、毎年同じ形になるのか。</p> <p>参加資格の一つに、竹軸の実績が平成15年以降にあることとなっているが、実際に複数者あるのか。</p> <p>結局、この落札業者だけしかこの工事ができる業者はないのではないか。</p>	<p>事も集中するので、業者も限られてしまうのではないかと推測する。</p> <p>1者応札となっている。20年度からは条件を緩和しているが、1者のみの応札であった。</p> <p>毎年、物価、賃金等の変動により、予定価格も違っている。</p> <p>木軸は、既存のものをそのまま組み立てるため形は同じ。竹軸は、竹が新しくなるが、仕上がりは毎年同じになる。菊花展の殆どが上屋を建てており、竹軸の実績もあると考えられるが、新宿御苑のような緻密な竹軸は極めて少ないと考えている。しかし、条件としては竹軸としか定めておらず、竹を使用した上屋であれば、実績として認めることとなる。</p> <p>この業者で仕事をした技術者が、別の業者に転職した場合は可能性はある。</p>
--	--	--